

河内長野市下水道施設包括的管理業務プロポーザル審査委員会設置要領

令和3年6月1日

内規第1号

(設置)

第1条 河内長野市域に所在する下水道施設（公共下水道施設の中継ポンプ、流量計及び貯留槽並びに特定環境保全公共下水道施設の終末処理場及び中継ポンプをいう。）の包括的管理業務の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により最も適した者（以下「受託候補者」という。）の特定を厳正かつ公平に行うため、河内長野市下水道施設包括的管理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザル方式に係る実施要領案等の作成に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、上下水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数によってこれを決し、可否同数のと

きは議長の決するところによる。

4 委員会は、やむを得ない事由により会議を招集できない場合は、委員に対する回議をもって委員会を開催したものとみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和3年 6月 1日から施行する。

(内規の失効)

2 この内規は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

上下水道部長

契約検査課長

経営総務課長

水道課長

下水道課長